

令和元年度第3回久留米市情報公開・個人情報保護審議会（定例会）会議概要

日 時：令和元年10月11日（金） 午前10時00分～

場 所：市役所3階 308会議室

出席者：武藤会長、日野委員、西村委員、穴見委員、松尾委員、西田委員、小路口委員、吉岡委員
以上8名（欠席：相澤委員）

議事の概要

1 前回会議の概要報告

* 意見や異論等は無く、この件に関しては承認される。

2 諮問案件の審議

【諮問案件1】

生活支援課第1・2課が生活保護費の算定事務を行うに当たって、当課が所管する母子父子寡婦福祉資金貸付事業に関する個人情報を目的外利用することに関し、公益上の必要の有無（条例第9条第3項第4号）について

【子ども未来部家庭子ども相談課】

事務局：舞弓主幹、林田課長補佐、中島、渡邊

実施機関：家庭子ども相談課（酒井課長、中井課長補佐、馬場）、

生活支援第1課（有田課長補佐、古賀、井手）

—資料をもとに家庭子ども相談課から説明—

（A委員）100%生活保護費の場合、貸付償還金は控除されるのか。

（実施機関）収入から貸付償還金を控除するという取扱いであるため、収入が全くない場合は経費控除の対象にはならない。

（A委員）ということは、最低生活費の中から返済してください、ということになるのか。

（実施機関）そういうことになる。

（A委員）12種類の貸付事業とあるが全てが対象なのか。

（実施機関）そうである。

（A委員）今まではどうしていたのか。自己申告を受けて、家庭子ども相談課に金額を確認していたということでしょうか。

（実施機関）生活支援課の担当ケースワーカーが本人同意を得て、家庭子ども相談課に確認していた。

(B委員) 収入がある人の場合に問題になるということか。

(実施機関) 償還金の取扱いに関してはそうである。

* 他に質問や意見等はなく、この件に関しては承認される。

【諮問案件2】

介護保険事業計画策定のための基礎調査として実施している「久留米市在宅介護実態調査」の分析業務委託に当たり、介護保険受給者に係る介護保険認定情報の提供をオンライン結合等（磁気記録媒体）により行うことについて、公益上の必要があるか否か、及び個人の権利利益を侵害するおそれがあるか否かについて

【健康福祉部介護保険課】

事務局：舞弓主幹、林田課長補佐、中島、渡邊

実施機関：介護保険課（淵上主査）、長寿支援課（合戸課長補佐）

—資料をもとに介護保険課から説明—

(B委員) 業者に情報を渡すときには、何か加工をして、個人が特定されない形にするのか。

(実施機関) 被保険者番号を記載した調査票を基に認定調査の聞き取りをするので、その情報と個人の基本情報が結び付けられ、個人が特定された上での分析業務の委託になる。

(C委員) 被保険者番号と生年月日を業者に渡すのか。業者が個人を特定しようと思えば可能ということか。

(実施機関) 氏名は提供しないので、被保険者番号だけでは特定は難しいと思う。

(C委員) 600人くらいであれば、市で被保険者番号を任意の番号に置き換えて業者に渡すという方法ではどうか。業者による特定が不可能になるが、市で追跡することは容易である。

(実施機関) 被保険者番号に代わる番号等を提供することが事務上どれほどの負担になるか把握できていないため、この場で回答しかねる。

(B委員) この場での回答ができないということであると、この場で承認するかしないか結論が出しにくくなる。

(C委員) 先ほどの提案は要望ということによい。

* 他に質問や意見等はなく、この件に関しては要望を意見として付した上で承認される。

【諮問案件3】

福岡県が実施する外国人の就業に係るアンケート調査において、

- 1 市が保有する住民基本台帳の個人情報を観光・国際課が目的外利用することの公益上の必要性の有無（条例第9条第3項第4号）について

【市民文化部市民課】

2 住民基本台帳の個人情報を観光・国際課が福岡県に外部提供することの公益上の必要性の有無
(条例第9条第3項第4号)について

【商工観光労働部観光・国際課】

事務局：舞弓主幹、林田課長補佐、中島、渡邊

実施機関：観光・国際課（伊豫主査）、市民課（松尾課長補佐、平林）

—資料をもとに観光・国際課から説明—

(D委員) 久留米市在住の外国人の方の人数は4, 145人とおっしゃったが、今後増えることが予想されるのか、それとも今が最大とお考えか。

(実施機関) 増えると予想している。ちなみに久留米市の在住外国人の数は、平成30年度末で3, 942人、平成29年度末で3, 668人であり、徐々に増えている。人材不足もあるので、事業者は今後も外国人の受け入れを促進していこう。

(D委員) どこの国の方が特に多いといった傾向は把握されているか。

(実施機関) 今年の7月現在では、外国人全体で4, 152人いる中で、フィリピンの方が最も多く1, 193人、ベトナムの方が1, 131人、中国709人、ネパール318人、韓国270人となっている。今までフィリピン、中国の方が多かったが、最近は特にベトナムの方が増加傾向にある。

(C委員) 無作為に295人を抽出してその情報を県に送り、県が調査票を対象者に送付する形でアンケート調査を実施するということか。

(実施機関) そうである。

(C委員) 無作為の抽出はどうやって行うのか。

(実施機関) 電算上容易に抽出する方法がある。

* 他に質問や意見等はなく、この件に関しては承認される。

3 その他

(会長) 前回、なぜ久留米市を管轄するのが佐賀税務署であるかという質問が出ており、事務局で調べて回答するという事だったがいかがか。

(事務局) 保健所衛生対策課から佐賀税務署に確認をした。結論としては、業種による関わり方であり、食品営業許可業者等の個人の所得税に関しては、佐賀税務署の調査官がその事務を担っているために佐賀税務署に情報を提供するというものである。他にも業種としては土木関係がある。調査官が担当する区域は広域のエリアであり、同じような調査を10の税務署の区域にまたがって行っているとのことである。福岡県であれば甘木、久留米、八女、大川、大牟田の税務署、佐賀県では唐津、伊万里、武雄、鳥栖、佐賀の税務署の管轄を担当している。また、この広域調査を久留米税務署に所属する調査官が担当していたこともあり、持ち回りで行っていると言え、現在は佐賀税務署の調査官が担当している。調査官はそれぞれの税務署長からの辞令を受けており、

久留米市内の調査に関しては、立場としては久留米税務署の職員として調査を行っている。佐賀税務署と久留米税務署の間に上下関係があるわけではない。今回は調査官の本所属が佐賀税務署であったために佐賀税務署からの問い合わせという形になったものである。

* 質問や意見等なし。

以上